

Q 雇入れから3週間で平均賃金の算定方法は

A 雇入れから3ヵ月たたないうちに平均賃金の算定事由が発生した場合、雇入れの日から算定事由発生日の前日（賃金締切日がある場合には直前の賃金締切日。ただし、算定期間が1ヵ月未満となってしまう場合には雇入れ後の期間。）までの期間の賃金総額と総日数で計算します。

ただし、この方法で算出した金額が、賃金総額を実際に労働した日数で割った額の100分の60を下回る場合には、こちらの金額が平均賃金となります。

なお、雇入れから2週間未満で、かつ、満勤の場合は1日の額の7分の6となります。